

第二十六回 参議院農林水産委員会會議録第十九号

昭和三十三年三月二十二日(金曜日)午後二時二分開会

委員の異動

三月二十日委員小笠原二三男君辞任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀 末治君
理事 重政 庸徳君
藤野 繁雄君
東 隆君
清澤 俊英君
河野 謙三君

委員

秋山俊一郎君
雨森 常夫君
佐藤清一郎君
下條 康啓君
柴田 榮君
田中 啓一君
仲原 善一君
安部キミ子君
北村 暢君
小林 孝平君
鈴木 一君
上林 忠次君
千田 正君
北條 篤八君

政府委員

林野庁長官 石谷 憲男君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件
○森林法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(堀末治君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

最初に委員の変更について御報告いたします。去る三月二十日小笠原二三男君が辞任されて、江田三郎君が選任されました。

○委員長(堀末治君) 森林法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この法律案につきましては、前回の委員会において提案理由の説明を聞いたのでありますが、ただいまから法律案の内容その他について補足的説明を聞くことにいたします。

○政府委員(石谷憲男君) 森林法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足的説明を申し上げます。

昭和二十六年第十国会におきまして、森林法はほとんど全面的に近い改正を見たのでありますが、その当時のわが国の森林の事情は、豊富な森林資源を包蔵いたしておりました領土を失いましたこととあわせ、戦時中及び戦後ののはなはだしい乱伐によりまして、森林の立木蓄積は戦前の九十一億石から一挙に六十億石にまで減少し、しかも百十五万町歩に及ぶ造林未済地と三十万町歩に達する荒地が残された上

に、頻々として水害に見舞われ、さらにこれに加えるに復興需要等のための林産物、なかんずく木材の消費は急激に増大いたし、これに伴い既開発の里山における森林伐採が急速に進展し、生長の最高期に達しない幼壮輪木が大量に伐採されるといふきわめて異常な緊迫状態にあったのでありまして、いわば森林の危機状態ともいふべきものであったのであります。

すなわち、国有林、民有林を通じて、すでに開発せられ、当面の伐採利用の対象となっておりました森林の立木蓄積は約二十四億石、その年間の生長量は八千二百四十万石と推算されておりましたのに対して、伐採量は用材一億一千万石、薪材九千万石、合せて二億石にも達しまして、実に生長量の二倍半にも及ぶ過伐がこの地域で行われ、早急にも未利用林を開発しない限り、既開発林の立木蓄積は遠からず枯渇してしまふのではないかというような憂うべき状態に追い込まれていたのであります。

かかる事態に対処いたしましたして、森林の施業を合理化し、その国土保全機能の回復をはかりながら森林復興への道を開く手段といたしまして、森林経営の計画化が強く要請されるに至ったのでありまして、この趣旨に基づき、昭和二十六年の改正森林法によりまして、現行の森林計画制度が新たに充足いたし、今日に及んでいるような次第でございます。

その制度の骨子といたしましては、第一に、国有林及び民有林の経営を有

機的に調整いたしますため、両者を通ずる森林施業の基準を定め、第二にさらに民有林につきましては、生育の途上にある幼壮輪木の伐採は許可制を、また生長の最高期を過ぎた林木の伐採は届出制をとることといたしまして、奥地林への伐採移行を自然に誘導しながら、増大一途の林産物の需要にこたえて参りますとともに、第三に、さらに造林の促進策といたしまして、民有林の伐採跡地及び無立木地に對し造林指定をすることによりまして、資源造成の促進をはかり、あわせて、森林所有者それぞれの行方施業の合理化に資するための指導事項の充実をはかって参りますとともに、第四に、国有林、民有林を通じて、国土保全のための保安林の整備拡充をはかることを内容としておるのであります。

さりながら、今後におきましても、後述いたしますように、森林資源とその生長量と林産物特に木材の消費需要との間にはかなり著しい懸隔があり、全体的には今なお過伐の状態にある次第でありまして、今後の需要問題を考へて参りますとき、取り急ぎ林力の増強、未利用林の開発促進等、一連の施策を積極的に推進する必要があることを痛感いたす次第であります。

従いまして、かかる施策を総合的に実施する手段といたしまして、森林計画制度は依然きわめて必須なものと確信する次第でございます。

本年度に至るまでの既往五カ年間に於けるこの制度の実施結果といたしま

して、全民有林につき森林の調査が一応終了いたしましたのでありますが、これにより民有林につきましては、従前よりもはるかに高い精度の実態把握が得られたようなわけであります。この結果によりまして、国有林、民有林を合せた森林の面積は二千三百六十万町歩、その立木蓄積は六十六億石、そのうち既開発林の立木蓄積は二十六億石、その生長量一億四千万石となっております。一町歩当りの蓄積が昭和二十六年当時よりは低下しておる状況と、特に針葉樹資源の窮乏の姿とが明らかに看取できるのであります。このことは、針葉樹におきましては消費と資源との関係が制度の発足当時と同様依然容易ならざる状態にありながら、既開発の里山における異状な過伐の継続によって、何とかそのときどきの需要をまかなってきつておることを明らかに示しておるのであります。

以上のことをあわせ考えますとき、今後はさらに森林生産の増強と国土保全に對し、一段と強力かつ適切な内容を具備する計画たらしめるとともに、一そう現実にはマッチするよう整備すべきように考える次第であります。

次に、その主要点について簡単に申し述べます。

その第一は、普通林の広葉樹の伐採の許可制を取りやめ、届出制とするのであります。広葉樹の伐採状況を昭和三十一年度について見ますに用材四千二百万石、薪炭材七千八百万石、合計一億二千万石でありまして、今後

りませんけれど、林野庁としてのお考えを承わりたいと思うのであります。

○政府委員(石谷憲男君) お説のように、現在財産区有林という形において維持されております公有林は、かなりの面積に達するのでございます。約六十五万町歩にも達するという状況でございます。これらの財産区ができましたのは、最近の町村合併の促進の過程においてできたものが非常に多いわけでありまして、先ほど市町村有林や部落有林が他のものに比べてかなり荒れておるといふ状況を申し上げたのでございますが、特に近年この荒れる原因になっておりますもの一つとしたしまして、六三制の制度が取り入れられました場合に、新しい学校建築というふうなもので、大体共有財産として保有しておりました市町村有林を伐採いたしまして、その収益でやっておりますこと、あの時期には利用可能のものが大量に切られた、こういう事情があります。旧町村当時のことをいろいろ考えてみますと、御承知のように、最初は郡、後になりまして県知事の許可があつて初めて、共有財産の森林の処分ができる。戦後の地方自治法によりましては、町村議会の議決を経れば自由に処分できるということで、許可、認可というものはなくなつております。そういうことが、実をいいますと、伐採をきわめて容易にし、その結果といたしまして、急速に森林伐採が進んだというふうなことの事由の半ばなからうか、私どもはかように考えておるわけでございまして、特に林野庁当局といたしましては、財産区の財産を処分いたしまする場合には、むしろやはり町村議会

の議決を経るといふような、やや安心のつく段階というものがあつたのが好ましいんじゃないか、最近の実態から見ましてそのように考えます。

○藤野繁雄君 今度の森林法の改正では、針葉樹林を積極的に増産させる、こういうふうなことであるものであります。針葉樹のうち松、これにはマツクイムシというものがおつて非常に害を及ぼしている、あるいはマツケムシというふうなものがおつて非常に害を及ぼしている。そうして一方の方ではマツクイムシについてはすでに研究が済んだのであるから、農林省としてはマツクイムシの研究はしないのだ、こういうふうな説明も聞いておるのであります。現在の状況からいへば、マツクイムシに対する研究は済んだといたしまして、この駆除対策というものはさらに徹底的にやらなければならぬと思つておられます。現在のマツクイムシの駆除は絶対にできない、こういうふうな考えでおるのであります。また、日本にはいろいろの風致林がありますが、そういうふうなものも片づけば、あるいは防風林のようなものがマツクイムシにやられるということで、研究は済んだから、もう研究はしない……しかし研究が済んだならば、済んだ結果によつて、こういうふうなものの被害を免れるような対策を講じていかなければならない。現在においてはその対策がまだ十分でないと思つておられますが、マツクイムシ対策及びマツケムシ対策、そういうふうなことにたいしてお伺いしたいと思つておられます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のように、特に戦後になりまして、西日本一帯にマツクイムシ、マツケムシの大量発生を見まして、そのために非常に膨大な松材が緊急に処分されなければならぬというふうなことになつたわけでございますが、戦前におきましてはかようなことは実はあまり経験のなかつた事象でございまして、その根本原因といたしましては、やはり長い期間にわたりますところの森林の奪略的の取扱ひによりまして、いわゆる地方

というものが非常に大きく衰えておるといふことが基本的な原因じゃないか、かように考えるわけでありまして、当時應急的な防除措置といたしまして、マツクイムシ、マツケムシの防除をいたしたわけでございますが、状況によりましては固みずから直接にやる、県営でやる、森林所有者のみならず、農営でやる、いろいろな方に区分いたしまして、鋭意やつて参つたわけでございますが、最近の情勢からいいますと、次第に下火になつておるといふ状況でございまして、決して油断はならない。マツクイムシの根本的な措置というものは現在完全に終つておる、かように私も考えておるわけではございません。発生状況によりましては、これを徹底的に防除する必要がある、かようなふうな考えでおるわけでございまして、

○藤野繁雄君 現在マツクイムシの処分をするために、松の木を持つておる者はこれを政府の命令によつて処分したために、松の木を持つておる者はこれを倒し、皮をはくというふうな費用が、材を処分するところの金額よりも大きい、こういうふうな状態であるか

ら、所有者が被害の松の木を倒せといつても、それが不可能であるということに陥つた場合には、所有者がその松の木を切らないという場合には、政府みずから自分の費用によつて倒してまでもこの駆除をやるといふ決心があられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(石谷憲男君) 従来のように、要するに林分的に大量に発生いたしておりました当時においては、たゞいま御質問のような事態があまりなかつたのであります。そこで立木を伐採するということ、普通のいわゆる経済行為でもいたすわけでございまして、これは自分の費用、自分の手でやつてもらいたい。伐採いたしました搬出の段階までは、一般にやられておる。ことにマツクイムシの防除対策といたしましてはやらなければならぬのは剥皮、焼却です。剥皮、焼却に對して補助金の対象となるものは、補助金を、都道府県から支給いたしてきております。ところが、最近のように集団発生というものがだんだん下火になりまして、要するに発生が散発ということになりますと、その被害木の焼却というものは経済的に成り立たない、こういうふうな状況に相なるわけでございます。従いましては、お説のように、今後伐倒いたしましたものを売り扱つた価格によつてはそれだけのものをカバーできないようなことが、今後の問題としてはたびたび起きてくるのじゃないか、従いまして、今後の問題といたしましては、そういう場合に必要とあれば当然国みずからこれを補助してやるというふうな場合もあり得るものだとお伺いして、研究

を進めていきたい、かように考えております。

○藤野繁雄君 それからこのマツクイムシと同じのが、同じ針葉樹の木にも発生したという話を聞いていますのであります。宮崎県かどこかに、その後、木に対する被害の状況はいかかですか。

○政府委員(石谷憲男君) ただいまのお話は、杉材のタマバエという害虫の発生じゃないかと思つておられますが、これは熊本県のごく一部、宮崎県の限られた部分だけに発生をいたしてございまして、しかもこれは大部分は国有林でございますが、これらのものをすみやかに除去するということを徹底してやっておりますので、その後の蔓延はあまりないようでございます。

○藤野繁雄君 いま一つ今後のマツクイムシの駆除ですね、駆除の方法は研究の結果でなければわからないだろうが、どういふふうな研究をされて、どういふふうな方法で駆除されるお考えであるか、計画があつたらばお伺いしたいと思つておられます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のように、従来は伐倒、剥皮、焼却というふうな系統の駆除対策を中心といたしまして、やつて参つたわけでありまして、薬剤散布というふうな方法でやつたのであります。今後の問題といたしましては、私が取り上げて研究いたしておきますのは、薬剤散布じゃございませんで、要するに燻煙法と申しますか、煙によりまして絶やしてしまふというふうな駆除方法を、研究をいたしたのであります。ある程度の効果があるというふうなことも聞いておりますので、これで効果があらばこう

いう方法をやって参りたいと、かように考えております。

○藤野繁雄君 これが最後ですが、第百八十七条のさつきお話があった林業専門技術員及び林業改良指導員、これは政令の定むる事項としての印刷物をもらっておられますが、従来のものをそのまま継承して引きつがせるのであるか、あるいは従来のものが試験に合格しなかつたというようなことであったならば、これはやめなくちやいけないようなことになってくるのだからと思ひますが、従来のものはどういふふうな基準によつて採用しておつたか。また今後農林大臣の定める学歴あるいは経験を有するといふようなものについて、どういふふうに従来と差があるか、承りたいと思ひのであります。

○政府委員(石谷憲男君) 従来、都道府県関係の民有林行政を推進して参ります末端の職員機構といたしまして、ただいま御説明申し上げましたように、林業の改良普及事業の推進をいたします普及員と、それから森林法に基づきますところの森林区実施計画を履行して参ります林業経営指導員、こういう二種あつたわけでありまして、これらはいずれもやはり林業の技術援助による地方林政の振興、こういうことに役立たせる職員でございますので、本質的にはいずれも技術職員でございます。従いまして、これらを一統結合いたしましたして、仕事の繁閑によつて有無相通するといふような運営をする方が、むしろ実態によく合つたと言へるのじやないかというようなことから、昭和三十一年度以降両者を統合したわけでありまして、それで当時林業普及活動におきましては、全員で一千人少々

ありました中で、七百数十人の専門技術普及員といふものがございまして、むしろ頭でかちの組織になつておつたわけでありまして、この統合いたしました機会にそれを廃止して、林業専門技術普及員につきましては、専門的に限られた人間を置くようにいたしまして、むしろ自主的に森林所有者と接したりまする一部の人間に厚く配置がえをしたといふこととございまして、従いまして、従来専門技術普及員の資格要件を持つておりましたものが、地区普及員に出で、こういふような状況になつておられます。従来といたしまして、それぞれの制度のもとに任用の資格要件といふものをきめておきまして、それに合格した者から任用をしていく。ただいま申し上げました専門技術普及員のごとき場合におきましては、その資格試験に通らなかつた、従つて適格者がないといふような場合もございまして、そういう場合には代理制度を一応認めまして、試験に通るまでの間は代理でいこうといふようなことに考へていたわけでございます。

○東隆君 私は、農業の方には適地適産というのがありますが、林業の方ももちろん適地適産があつて、木材、広葉樹と針葉樹の場合に、やはり土地を選

ぶ問題であるとか、そういうふうなものはあるんじゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(石谷憲男君) お説のように、林業におきましても、やはり適地適産ということがあつても、造林を進めて参ります原則に相なつておるわけでございます。農業の場合のごときとそれほど適合性といふもの移り変わりが顕著ではございませぬけれども、やはりそういうものがあるわけでございます。そこで大体私どもといたしましては、もちろん適地適産といふことを考へて造林計画を進めるのでございまして、その中でも、たとえば自然に放置しておけば広葉樹の天然林が再生をする、ところが、それを切つた跡に人工植栽をすれば優位な針葉樹ができてくる。多くの林はそういう条件のものでございまして、ただし、むしろ地帯的に、植へましてもなかなか育たない、たとえば北海道の北の方に参りました場合に、内地におけるような杉、ヒノキを植へても、育たない。北海道のエンマツ、トドマツのようなものを東京辺に持つて参りましたも、育たない。こういうように、地帯的に適合する樹種といふものはおのずからきまるわけでございますが、そういう地帯内のものでありますと、今申し上げましたように、広葉樹を切りました跡に針葉樹を植へるといふことにつきましては、相当な幅広い適合性があるわけでありまして、そういうような考へで造林計画の問題を進めていきたいといふふうに考へております。

○東隆君 私は、パルプの資源に、針葉樹でなくて広葉樹を用いることができればよいとなつたと、こういうことを

聞いていますのですが、一応今回の改正を少し見方を變えて見ますと、広葉樹の、しかも立地条件として非常にいいところにある広葉樹が、しかも幼木が伐採をされる危険が多分に起きてきつたつあるのではないか、こういう問題が考えられるのですが、これはどういふふうに考えられますか。

○政府委員(石谷憲男君) 広葉樹といふことになりまして、その主要な部分は、何と申しましたも、やはり薪炭材の供給材でございます。これはもちろん農家周辺の地域にもありまするし、かなり奥まった所もこれはございまして、要するに薪炭材の供給材として経営をされておる広葉樹林といふものが、これは大部分でございます。それで残るものが要するに用材林生産の広葉樹林ということになるわけでございますが、これらのものはいずれもいわゆる奥山にありまして天然成林であります。広葉樹の人工植栽林といふものはほとんどないわけでありまして、いずれも残つておる地域といふものは奥山の、しかも奥地にある広葉樹、こういうことになりまして、私どももいたしましては、そういうものの相当多くの部分といふのは、従来からいわゆる伐採許可制度の対象でなく、伐採の届出制度の対象になつておるものが多いと考へておるわけでありまして、それほどこの措置によりまして、急速に広葉樹資源といふものに対する伐採が進行するといふようには考へておらぬわけでありまして、一応この措置によりまして、非常に大きく影響を受けて参りますのは、薪炭材の場合でございます。そのように御了承いただきたいと思います。

○東隆君 その薪炭材はよくわかるのですが、薪炭材がそういうように減少していくのはいいんですが、今の状態で、お話を聞きますと、薪炭材に向けられるものは年々減つてきて、こういうふうなお話であります。私にはある程度薪炭用のものは今後とも必要でないかと思ひますが、それは主として広葉樹に待たなければならぬ。しかも、それが立地条件からいって、非常に遠い所にそういうものが置かれる、こんなやうなことになるかと、国民の生活の面から考へまして、だいぶむずかしい問題を将来に残して、こういうふうな考へられませんが、これは心配ございませぬか。

○政府委員(石谷憲男君) 今の御質問でございますが、私どもといたしましては、必要な薪炭材の供給といふものは、現在も森林にしなければならぬといふことは当然なこととございまして、特にこれは農家経営等と密接不離にからんでおりますので、こういうものの確保は優先的にはかつて参らなければならぬといふことは、国有林民有林を通じて、そういう考へ方でやっておるわけでございます。ただ、実態的に申しますと、近年の薪炭消費といふものが、確かに相当程度減つて参つておる。まあこの中心は都市並びに都市周辺の地域といふことでございまして、やはり電熱あるいはガス練炭等によりまして、従来の薪炭消費といふものが多く取りかわりつつあるといふことは事実でございます。そういうやうな影響と考へられるのでございまして、大都市並びに大都市の周辺地域におきましては、年々薪炭消費が急速に減つておる。従いまして、全国平

均いたしますというのと、大体横ばいだと、こういう状況でございます。

それからもう一つの問題といたしましては、必要な薪炭材というものは、これは確かに供給しなければならぬこととござりますが、現在の薪炭消費の実際というものはなかり熱効率が大きくロスするような方向で行われているというふうな意味合いからいたしまして、生活改善等の意味合いからいたしまして、かまどの改善というふうなことが非常にやましく取り上げられておりますが、要するに、少ないもので同じだけの熱効果を期待できるという方向も、これは確かに資源の節用の面からいきまして、適当な方法であるということと、薪炭材の相当主要な部分というものは農家の周辺にあるわけでございまして、私どももいたしましては薪炭材の改良事業というふうなことをさらに積極的にやりますして、一単位当りの生産量を高めていく、そこにいわゆる生産量の高まりによりまして、相当程度の余地と申しますか、従来維持しておいた薪炭材の一部分を他に転用せしめて差しつかえないという余地が出て参りますと、これはやはりある程度用材の造成に充てて参りたい、こういうことを考えていくべきものじゃないか。

そういう意味合いからいたしますと、薪炭材の消費というものが大体横ばいになってきた、あるいは漸次減つて参るといふことにつきましまして、これが農山村の副業として、従来の現金収入を得る上の相当大きな仕事をしておいたというふうなことが、大きく脅威されぬ限りにおきましては、資源政策の面からいきますと、それほど悲しむべきものではないと、

い、かようにこれは理解しておるわけでありませう。

○東隆君 私は、木材の将来を考えたときに、いろいろ合板であるとかその他いろいろな加工をしたものですね、そういうようなものが将来使われていくということになって参りますと、どういふものが対象かと申しますと、やはり針葉樹じゃなくて広葉樹じゃなかろうか。従って、広葉樹はやはり相当残しておいて、そうしてそれをやはり有効的に使うことを考えなければならぬと思ひます。この点は、今針葉樹が用材として、あるいはパルプの關係なんから、やはり相当要望されておるので、その線に沿い過ぎるのじゃないか、こういう気がするので、そういう点はどうか、将来を見通して。

○政府委員(石谷憲男君) これは先ほどもちよつと御説明申し上げた中にあつたかと思ひますが、私どもは今できるだけ造林地化して参りたい、造林地化するにおきましては、針葉樹の造林地を作つて参りたい、こういうふうなことを考へておられます。最高の目標は、大体一千六百万町歩の造林地を作り上げようというところでございまして、現在は国有林、民有林合せまして、大体五百六十万町歩の造林地があり、現在の造林地を倍加するというのが一応技術的に、しかも将来木材の需給が非常に逼迫するといふことを前提にいたしました場合の見通しを取り入れて、経済的にもペイする、こういう見解でございます。ところが、全森林面積といふのは、もちろん御承知のように二千六百万町歩あるものでありまして、千百万町歩造林いたしました場合

にも、千五百万町歩は依然として残つております。残る森林というものは大体天然に成育する木を伐採いたしましたので、その後は萌芽あるいは天然下種という方法によつて、天然にやはりまた新しい林が再生される、こういう方式から森林を作つて参る。その場合の大体全部と申し上げていくらしいものが、これは広葉樹といふことになるわけでございますからして、できるだけ針葉樹の造林地化を進めるといたしましても、大量にやはり広葉樹林といふものは残らざるを得ないということでございます。従いまして、まあ、この段階では造林地化を大いに進めたいといふ表現を強調いたしましたも、そのために広葉樹が大きく減つて参るといふことはなかなか相ならぬ問題であります。私はかように考へておるわけでありませう。

○東隆君 私は、これも聞いた話であります。天然更新の場合に、最後に残るものは針葉樹だ、こういう話を聞いておるのですが、たとえば火が入つて焼けた跡地にはすぐシラカバがえたりなんかする。それが次第にそのあとになつて、針葉樹になつてくる。針葉樹は陰性の關係でもつて、非常にしけた所でもはえてくる、こういうふうな關係で針葉樹が最後には勝利を得るのだ、こんなような話を聞かされておるのですが、これは自然の林は、自然に更新されるときにはそういうふうな運命をたどつておるのじゃないか、こういうふうな聞かされたのですが、これはどうなんですか。

○政府委員(石谷憲男君) これは植物の發生史的な見方からいたしますといふと、現代は要するに広葉樹の時代

だ。針葉樹というものは過去の遺物的なものになつておるわけでございます。従いまして、針葉樹の生育を持つております地域というものは、世界的に見ましてある地域に偏しておるということとござります。そこで一応現在の天然成林を切りました場合におきましては、切つた跡にまつ先にはえてくるものは明らかにこれは広葉樹でございます。しかも非常に陽性な広葉樹、明るいところを好む広葉樹がはえてくる。こういう意味で、北海道あたり切りますと、シラカバがすぐはえてくる、こういうことになるのですが、そのうちにだんだん林が生長して参りまして、いわゆる天井の閉鎖というものが行われて参りますと、その下には次第に陰性のものがはえてくるということなわけです。今おっしゃいましたお話を、ある条件のもとにおいてはそういう形をとるといふことになりませう。

要するに、広葉樹が自然に發生するよ様な条件のもとにおきましては、自然に放置しておきますといふと、長い森林の生成の過程のうちにはそういうことに相なるといふこととござります。これに要するに、こういうこととだと思つておられますが、その地域において生育いたしますところの針葉樹と広葉樹というものの、この大体的な生理的な樹高限界と申しますか、要するに、ある一定のところまでは直径が、ある一定のところまでは木の高さが伸びる、このいわゆる最高の樹高限界といふものが、一般に針葉樹の方が広葉樹よりも高いわけでありませう。たとえば、北海道あたりにおきまして言

えると思ひますが、針葉樹のところ、エゾマツ、トドマツといふことになり

ますと、三十五、六メートルから三十七、八メートル、それに反しまして、広葉樹はせいぜい三十メートル、あるいはそれ以下だ。ということになりませうと、要するに林間が閉鎖する段階が違つてくるということにもなるわけでありませう。そこで最後的には針葉樹が勝利を占める。要するに、上部にまで伸びてきて、そこで安定するといふことが針葉樹に多いわけでありませう。そういうことに御理解願えたら

ついでと思ひます。

ただ、この山でも、切りつばなしにしておきまして、それで針葉樹がはえてくるというわけには参らぬと思ひます。で、たとえば一番よく天然にはえて参りますのは赤松でございますが、赤松のような場合におきまして、山頂から次第に入つたものが、山の中腹くらいにくるといふと、おのずから自然に針葉樹もまつてしまつていふよ様な状況とございまして、おそれらうたいたいまのお話は、そのよ様なふうな現象をとらまえてのお話だと思つておられます。

○安部キミ子君 私は、この日本の国土の状況を見まして、山の木が非常に切られておまして、終戦直後の状態と現在とあまり変つていないよ様な印象を受けるのです。で、終戦直後に林野庁では、あの戦時中に切つたわゆる過伐の状態について何と対策を立てなければいけないといふふうなお考えを持っておられたと思ひます。最初に、林野庁がこの森林政策にどういふ手を打たれたのでしょうか、それをまずお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(石谷憲男君) 敗戦により

まして、南樺太と、それから北部朝鮮、中部台湾といったような、従来非常な森林資源的に見まして富豊かな立木の包蔵地域が失われたわけでございまして、そのことによりまして、先ほど申し上げましたように、従来戦前九十一億石の森林蓄積があったものが、一挙に六十億石に減少して、現在の状況は六十億石でございますが、一応当時の終戦直後の、残された地域の森林蓄積は六十億石というところであったと思えます。そこで、要するに戦前のことを申し上げますと、大抵このサガレン材、あるいは北米、カナダ、あるいは南洋材、こういうものが、多いときには大体二千万石くらいも内地に入っておった。こういう状況の上に、国内資源的に見ても、非常に優位なものがあつた。それに対して、消費の面は現在の約半分であつた。こういうことでございまして、戦前は要するに国内の需給——木材に関する、林産物に関する需給事情というものは非常に穏やかな立場で推移しておつた、こういうことが言えると思つております。要するに、この敗戦によりまして大きく資源地帯を失つたということと、それから現在の国内における木材の価格体系、輸入材のやはり価格というものの不均衡な点からと、もう一つはそれらの地域においても、木材をあのままのままで、丸太のまま出すということについて非常に批判的だといつたようなことからいたしまして、現在は年間大体八百万石程度のものがやつと国内に入つてゐる。そのうちの七百万石というものはこれは南洋材でございまして——特殊材に使われる南洋材でございまして、その他のものが百万石足らずでございまして、

いわけば輸入材が国内の需給に対して相当顕著な影響を、どうこうという状況にあるということじゃないわけでありませう。

その上に持つていきまして、消費の面からいいますと、戦前各地方に進出しておりましたパルプ工業のごときも、終戦後は縮小しまして、この四つの島に入つてきた。それから一方この用材は、従来は用材需要の中の半分というのは、大体土木建築の用材であつたのですが、近年におきましては、むしろその比率がだんだん減つて参りまして、需要の絶対量にもかかわりませう、現在の構造材料としての消費率は四割くらいになつております。反対に工業原料としてのものが六割くらいという状況でございまして、とにもかくにもそういう工業用材としてのものが、国内の少い資源を目標けて、それに全面的に移動しておるというふうな状況になつてきた。

それからまた近年になりまして、建築の不燃化といつたようなことから、かなり木材の需要を節約するような方向がとられてつありませうけれども、それにもかかわりませう、現在依然として建築関係に使われるこの木材の数量は減つておりませう。要するに、需要はきつめて旺盛だ、まあこういう状況でございまして、当然そこには国内の森林生産量と、国内の消費との間にきつめて顕著なアンバランスがあるといふことは、これはもちろん仰せの通りでございませう。

そこで林野庁といたしましては、当面の消費需要というものが急速に伸びておるといふ状況に對しまして、これを直接的にどういふように律するといふような方策もないわけにございませう。いわけば奥地未利用林に對して林道の開きをすみやかに行なつて、これらを利用可能な状態に置くのだという政策が一つ、それから戦後に百五十万歩の造林の未済地があつたわけでありませう。これに對しましては緊急に造林を進めて参るといふような措置をとる。それと、かたがたあわせまして、この現在改正を御審議していただいております森林法を、昭和二十六年に大改正をいたしました、まあ幼壮齢林に對しましては伐採の制限も行なう、それからそれ以上の年令のものに對しては、伐採の届出制により、森林伐採の実態というものをできるだけ詳細に把握していく、こういうような措置を今まで実施して参つておるようなわけでありませう。

そこで、一つ申し上げておかなかつたらぬと思うわけにございませうが、要するに、現在のこの森林法によりまして、この伐採の制限制度でございませうが、この中に言つておられますこの適正伐期齢級というものを、樹種ごとにきめておるわけにございませう。何でもかんでも伐採制度にかけるわけじゃございませう。ある程度において、ある樹種は一体適正な伐期というものは何年であるかといふきめ方を実はいたしております。それでその伐期に到達するまでの間の立木を伐採しようとする場合におきまして、初めて許可制度の対象にする。その年令に達しました以降の立木の伐採は二カ月の事前届出と、こういうことで済ませると、こういうことになつておるわけにございませう。

それからまた近年になりまして、建築の不燃化といつたようなことから、かなり木材の需要を節約するような方向がとられてつありませうけれども、それにもかかわりませう、現在依然として建築関係に使われるこの木材の数量は減つておりませう。要するに、需要はきつめて旺盛だ、まあこういう状況でございまして、当然そこには国内の森林生産量と、国内の消費との間にきつめて顕著なアンバランスがあるといふことは、これはもちろん仰せの通りでございませう。

そこで林野庁といたしましては、当面の消費需要というものが急速に伸びておるといふ状況に對しまして、これを直接的にどういふように律するといふような方策もないわけにございませう。いわけば奥地未利用林に對して林道の開きをすみやかに行なつて、これらを利用可能な状態に置くのだという政策が一つ、それから戦後に百五十万歩の造林の未済地があつたわけでありませう。これに對しましては緊急に造林を進めて参るといふような措置をとる。それと、かたがたあわせまして、この現在改正を御審議していただいております森林法を、昭和二十六年に大改正をいたしました、まあ幼壮齢林に對しましては伐採の制限も行なう、それからそれ以上の年令のものに對しては、伐採の届出制により、森林伐採の実態というものをできるだけ詳細に把握していく、こういうような措置を今まで実施して参つておるようなわけでありませう。

それで、私もこの森林法改正を二十六年にいたしましたときにおきましては、おそらく全国一せいに、各森林区ごとに伐採の許可し得る限度以上の伐採許可の申請があるものだというふうに考へて、実施に取り組んだわけにございませうけれども、その後の実施過程を見ますと、針葉樹につきましては、森林区の七五〇は確かにオーバーしておる、残りの二五〇は許可し得る限度の範囲内にあるといふ状況が出ておる。そこで七五〇の伐採許可の限度をこえた申請の出したものにつきましては、事実この制度の運用によりまして、それは許容限度以内に押えられるということにございませう。私はそれ相應にやはり効果があつたものだといふように考へております。

○安部キミ子君 先ほどあなたの提案説明を聞いておりましたも、このままではおつておいたら大へんなことになつておるやうな印象を受けた。そして今ここに出示されておられます計画、森林計画の表を見ましても、私はこういうふうなことも必要でしようが、もつと根本的なことをした方がより計画なり目標に早く達せられるのじゃないかといふことを考へる。終戦直後農地は解放されまされたけれども、森林は解放され

○安部キミ子君 昭和二十六年に森林法が強化されました、その効果が一体あつたのですか、ないのですか。

○政府委員(石谷重男君) その判断はなかなかむずかしいと思つたわけにございませうが、私もどなたもいたしましては相應な効果があつたと、かように考へておるわけにございませう。

○安部キミ子君 先ほどあなたの提案説明を聞いておりましたも、このままではおつておいたら大へんなことになつておるやうな印象を受けた。そして今ここに出示されておられます計画、森林計画の表を見ましても、私はこういうふうなことも必要でしようが、もつと根本的なことをした方がより計画なり目標に早く達せられるのじゃないかといふことを考へる。終戦直後農地は解放されまされたけれども、森林は解放され

○安部キミ子君 昭和二十六年に森林法が強化されました、その効果が一体あつたのですか、ないのですか。

○政府委員(石谷重男君) その判断はなかなかむずかしいと思つたわけにございませうが、私もどなたもいたしましては相應な効果があつたと、かように考へておるわけにございませう。

○安部キミ子君 先ほどあなたの提案説明を聞いておりましたも、このままではおつておいたら大へんなことになつておるやうな印象を受けた。そして今ここに出示されておられます計画、森林計画の表を見ましても、私はこういうふうなことも必要でしようが、もつと根本的なことをした方がより計画なり目標に早く達せられるのじゃないかといふことを考へる。終戦直後農地は解放されまされたけれども、森林は解放され

○安部キミ子君 昭和二十六年に森林法が強化されました、その効果が一体あつたのですか、ないのですか。

○政府委員(石谷重男君) その判断はなかなかむずかしいと思つたわけにございませうが、私もどなたもいたしましては相應な効果があつたと、かように考へておるわけにございませう。

○安部キミ子君 先ほどあなたの提案説明を聞いておりましたも、このままではおつておいたら大へんなことになつておるやうな印象を受けた。そして今ここに出示されておられます計画、森林計画の表を見ましても、私はこういうふうなことも必要でしようが、もつと根本的なことをした方がより計画なり目標に早く達せられるのじゃないかといふことを考へる。終戦直後農地は解放されまされたけれども、森林は解放され

○安部キミ子君 昭和二十六年に森林法が強化されました、その効果が一体あつたのですか、ないのですか。

○政府委員(石谷重男君) その判断はなかなかむずかしいと思つたわけにございませうが、私もどなたもいたしましては相應な効果があつたと、かように考へておるわけにございませう。

○安部キミ子君 先ほどあなたの提案説明を聞いておりましたも、このままではおつておいたら大へんなことになつておるやうな印象を受けた。そして今ここに出示されておられます計画、森林計画の表を見ましても、私はこういうふうなことも必要でしようが、もつと根本的なことをした方がより計画なり目標に早く達せられるのじゃないかといふことを考へる。終戦直後農地は解放されまされたけれども、森林は解放され

○安部キミ子君 昭和二十六年に森林法が強化されました、その効果が一体あつたのですか、ないのですか。

○政府委員(石谷重男君) その判断はなかなかむずかしいと思つたわけにございませうが、私もどなたもいたしましては相應な効果があつたと、かように考へておるわけにございませう。

○安部キミ子君 先ほどあなたの提案説明を聞いておりましたも、このままではおつておいたら大へんなことになつておるやうな印象を受けた。そして今ここに出示されておられます計画、森林計画の表を見ましても、私はこういうふうなことも必要でしようが、もつと根本的なことをした方がより計画なり目標に早く達せられるのじゃないかといふことを考へる。終戦直後農地は解放されまされたけれども、森林は解放され

○安部キミ子君 昭和二十六年に森林法が強化されました、その効果が一体あつたのですか、ないのですか。

○政府委員(石谷重男君) その判断はなかなかむずかしいと思つたわけにございませうが、私もどなたもいたしましては相應な効果があつたと、かように考へておるわけにございませう。

○安部キミ子君 先ほどあなたの提案説明を聞いておりましたも、このままではおつておいたら大へんなことになつておるやうな印象を受けた。そして今ここに出示されておられます計画、森林計画の表を見ましても、私はこういうふうなことも必要でしようが、もつと根本的なことをした方がより計画なり目標に早く達せられるのじゃないかといふことを考へる。終戦直後農地は解放されまされたけれども、森林は解放され

○安部キミ子君 昭和二十六年に森林法が強化されました、その効果が一体あつたのですか、ないのですか。

○政府委員(石谷重男君) その判断はなかなかむずかしいと思つたわけにございませうが、私もどなたもいたしましては相應な効果があつたと、かように考へておるわけにございませう。

ないために、民有林にあつては、一部の地主が広範な地域を私有しているわけですね。その人たちは自分の都合で勝手にどんどん売つておられるので、これに對して押える法律というものが無いわけなんです。でありますから、貨車など見ましても、あの木が適齢期であらうなどと思えないような、まあせめて十五年になつたかならないか、まあ年令でいへば中学生ぐらいの成長期の木が、どんどん切られてパルプ工場に運ばれておる。パルプ工場の周囲を見てもらなさい。あれだけの木が切られておるといふこの事実を、私は非常に不思議に思つておるわけなんです。全く無政府状態じゃないか、森林政策については無政府状態じゃないか、こういうふうな印象も受けるわけですか。汽車の中から山を見ましても、ほとんど終戦直後の山の形状と變つていないかという印象を受けて、それよりも、木が切られていきよるといふふうな印象を受けるのですが、その根本的な問題として、民有地を解放すると申しましたも、一応政府が買い取らなければならぬというし、計画的な充実に計画を立てるには、やはり政府が計画した方がいいと思ふです。そういう意味で、民有地を政府が買い上げて根本的な林業政策を立てる御意思はないのかどうか。

○政府委員(石谷憲男君) 私どもは、現在の民有地を國の手で買い上げて、その上で国有林として計画を立てて参る、こういう考え方は持つておりません。ただ、私有地に對しまして許可があるいは届出というものでないといふと、自分のものが全然切られないといふ

うような制度を設けておられますこと、これは明らかに戦後の荒廢した森林に對する緊急措置としてやられておる、私どもはこういうふうに考えられるわけでありまして、要するに、今のお話でございまして、要するに、今のお話でございまして、若いものが切られ、これは私どももいたしましては、かりに適正な伐期といふものをきめておられます場合に、それ以前に、達するまでのものが無許可で切られておるとするならば、これは違法だということになると思ひます。以前のものでありまして、許可し得る限度までのものとしましては、これは許可をいたしておるわけでございまして、それから一見されます、丸太でございまして、それからのも、あれはやはり元から、末からのものが全部あつた貯木場に出ておるわけでございます。その部分だけではない、二、三年生といふものがある場合でありまして、必ずしもそれは元の丸太じゃないといふことになりまして、うと、そういうようにならぬという方も実はできるわけでございまして、それからまあ、この戦後の状態から全然變つておらぬじゃないかといふようなお話でございまして、とにもかくにも、先ほど申し上げました、終戦直後百十五万町歩にも達しました造林の未済地は、昭和三十一年度でもって全部造林を完了するわけでございまして、ただ木を植えただけでは、やはり手入

林事業は大体計画通りに進行しておるということでございますので、私、しさいにござんたいだきますと、いうと、戦後の荒れた状態からは相当程度に回復しておるといふように考えられるわけでございます。

○安部キミ子君 私の知つておるある大地主さんは、切りつばなしなんです。木を売つて、あと、なさらない。まあ三十年なり五十年なりすれば金にもなりましようけれども、造林してもすぐ金にはならぬといふので、なさらないといふ所が相当広範囲にあるんですね。こういうときには政府はどういう手を打たれるんですか。

○政府委員(石谷憲男君) 現在の森林法によりまして、例の森林区施業計画といふ計画がございまして、これは五カ年を一期にする計画でございまして、その計画によりまして、そのい

をしておるわけでございまして、まあ私どももいたしましては、そういう特殊な事例がある場合もあるかと思ひますが、最近におきましては、大体今申し上げました最小限面積といふふうな指定に参りましたものに對して、約三割ずつの増加造林が毎年実行できるといふふうな状況にもありますので、今のようなお話はきわめて特殊な異例のものじゃないか、かように考へておるわけですか。

○安部キミ子君 いわゆる民有林ですけれども、戦時中に保安林がすいぶん軍部の方で切られたんです。ところが、これも今申しましたように、何の自後の措置がしてない。いわゆる造林がしてない所がたつきある。そういうときに、政府はどうなさるか。

○政府委員(石谷憲男君) お説のように、従来保安林でありましたものが、戦時中にいわゆる正規の手続を経ないで伐採しておるといふような事例も確かにたくさんあると思ひます。それから戦後の緊急開墾といふような事態下におきましても、保安林がそのまま、解除の手続を経ないで、緊急開拓の用に供されたという事例も、決して少くはないわけでございます。しかしながら、やはり林業政策の面におきましては、この保安制度の運用というものを的確に行なつて参ることは、ぜひとも必要な措置でありますので、戦後

ことに相なつておるわけでござい

○政府委員(石谷憲男君) 鉄道沿線からごらんいただきますといふと、木らしい木はなくなつておるといふこと、見られる地域の中でも、森林として將來これを計画して参るといふ対象に對しましては、小さい木が、苗木が植

わっておるといふ状況に至る所にござらんただけと思ひます。

それからもう一つは、松等の場合におきましても、要するに、最後に先生から御質問がございましたけれども、確かに林業にも適地適木という観念があるものであります。造林をもつてはなかなか森林になり得ないというものもあると思ひます。林地をかき起すという措置によりまして、自然に天然下種によつて山ができて上つてくる。松というものは大体そういうこととござります。もちろん植える場合もありますけれども、そういう方法をとつておるといふこととござりますからして、私もどなたかいたしましては、大体造林計画の線に沿ひまして必要な所は進んでおるといふようにお考えいただきまして、けっこうでございます。さうに考へます。

○安部キミ子君 それからパルプ会社との契約なんですが、売買に當つて非常に高く買うように目の先では考えられるので、民有林の所有者はみんな今山の木を切つています。私の知つている範囲でも、相当とんどん切つております。こういうことは何とか手を打たなきゃ、やっぱりに金に困つたりすれば、金ほしさに、とんどん適齢期でない木を切つて売つております。それからパルプ会社の方でも、良心的にそういうふうなものを押えりやいんですけれども、自分の事業のことを考へて、少々高く出せば買える、高く出すから山を切れというふうな働きかけをしておるわけなんですね。こういうことは、私は、あなたがいろいろ計画なさいましても、結局雲の河原じゃなにかと、こう思うわけです。これに對し

てあなたの方で何か打つ手がありますか。

○政府委員(石谷憲男君) これは、とんどん若い木が無計画に切られておるといふようにお考えいただいております。でございますが、これはそういうわけぢやないのでございます。ある森林区という単位について、そこで伐採許可の許し得る、許容し得る限度の数量というものは、確かに伐採許可を受けまして若い木も切られておる。しかし、それは無制限じゃなくて、その限界内にとどまっております。こういうことに相なるわけでございます。

○安部キミ子君 それは、法律はさうなつておりましたけれども、困つておる農家はさういふことを無視して、隠れるようにして切つておるのが実情なんです。私の家も少し山を持っておりまして、親類なんかでもさういふ形で売つておりますが、これは私は重大事だと思つておるわけですよ。そういうことを私はお尋ねしておるわけですよ。

○政府委員(石谷憲男君) 今申し上げましたように、限度の範囲内で許可をすることになっております。ところが、地方によりましては、たゞいまお話のありましたように、最近パルプ会社非常に買ひあさつておるといふことになりまして、要するに、伐採許可の申請というものがとんどん出て参るわけでございます。さうする可、伐採許可の申請量というものが許可し得る限度をオーバーするといふ場合が当然出てくるわけでございます。さういふものを許可をしない場合におきましては、伐採調整資金といふ金の貸し出しによりましてやはり生活緩和をして参る。これはいわゆる森林

組合を通じて貸付をいたしておりますが、一件につきましては三十万円が限度でございます。きわめて金利の低いわゆる生活資金としての役立ちをするような伐採調整資金というものの貸し出しが、ただいま申し上げましたようなケースには適用される。大抵年間二十億ぐらいの金の貸付をいたしておりますわけでございます。それによつて私どもは当然、従来であれば生活に困つて切りたいという希望を持たれる人が、この制限制度のために一応許可にならないという対象を救う方法として、さういふ制度を採用しておるわけでございます。

○清澤俊英君 二点、お伺ひしたいと思います。要項の第三のところ、三行目に「普通林の立木」となつていますが、はなはだ不勉強で、普通林といふのがわかりませんが、こいつを一つ教えていただきたい。

それから同じページのうしろから二行目に「認定の基準その他必要な事項は政令で定めるものとし」とござりますが、政令が今もありません。現在の政令でこの問題については出ていないのがある。その政令のどの部分が大體違ふといふことでよろしいですか。なるべく簡単に御説明を願ひたい、あまりたくさん言われると、わかりにくくなりますから、わかりましたか……。

○政府委員(石谷憲男君) 要綱でございます。○清澤俊英君 法律案要綱の第三に、「森林の立木」となつて、「普通林の立木のうち」とござりますが、その普通林といふのが不勉強でわかりませんか。

ら、わかるようにしていただきたいと思ひます。

それから最後から二行目で「認定の基準その他必要な事項は政令で定めるものとし」と、これは全部お聞きしない方がいいが、現在あるものうち、もし変更するものがあつたらどれだ、さういふふうに、ごく簡単に教えていただきたい。

それから次に、市町村等に所要の援助を都道府県知事はなすことができるというが、この援助の意味はどういうことをいふのか。金を出してやるということになりませんが、非常に喜んでするんだらうが、それを「援助を行ひ得るものとする」ということは、援助を行ひ得るものとする……別にしなくてもよろしい、さういふことになると、ここがちょっとさういふ意味合いでさういふものができ上つておるか、三点をまずお聞きしたい。

○政府委員(石谷憲男君) 最初でございますが、普通林と申しますのは、要するに、制限林に對しましてまあ普通林という言葉を使つておるわけでございます。法令等によりまして森林の取扱ひがさまざまに制限を受けるものがあるわけでございます。さういふようなものを制限林と称しております。まあ保安林あたりも制限林の一つになつております。国立公園の特別地域といふようなものも制限林の一つになつております。さういふような制限のないわゆる森林の地域を普通林と、まあさう言つておるわけでございます。

これは実は今までできておる経営計画というのは、今回の改正によりまして、初めて公有林だけについて考へようといふこととござります。これは今「基準その他必要な事項は政令で定める」といふこととござります。政令事項といふものは、これから定めるものでございます。従来はないわけでございます。

それから、援助といふこととござりますが、これはいわゆるさういふ計画案を作りますもの調査、あるいは計画案の編成といふものに対しまして予算的な援助でございます。

○清澤俊英君 市町村等に所要の援助を行わなければならないでなくして、「行ひ得るものとする」というんですから、ここはどうもおかしいんです。がね、いやだ、いや、しないでいい。「援助を行ひ得るものとする」と、さうなつておりましたから、だから、さういふ申請があつたら、予算のかかることだから、都道府県知事はこれの援助を行わなくてもいいことになる。やっぱりこれは成文の何かの關係かと思ひますかね。

○政府委員(石谷憲男君) まあさういふことは實際問題としてないと思ひますけれども、市町村が希望がなければまあやるというわけにいかないといふこととござります。それから、市町村に實際それだけのことがやり得る能力があれば、まあやらない場合もあり得るといふことなものですから、「行ひ得る」といふふうにしたわけでございます。

○清澤俊英君 次に、さつきからずっとお伺ひしておりますと、ちよつとわかるようになつておるわけがあるのか。

○清澤俊英君 法律案要綱の第三に、「森林の立木」となつて、「普通林の立木のうち」とござりますが、その普通林といふのが不勉強でわかりませんか。

○清澤俊英君 法律案要綱の第三に、「森林の立木」となつて、「普通林の立木のうち」とござりますが、その普通林といふのが不勉強でわかりませんか。

○清澤俊英君 法律案要綱の第三に、「森林の立木」となつて、「普通林の立木のうち」とござりますが、その普通林といふのが不勉強でわかりませんか。

○清澤俊英君 次に、さつきからずっとお伺ひしておりますと、ちよつとわかるようになつておるわけがあるのか。

す。というのは、用材はだんだん少なくなってきて、いろいろな制限を設けたりして、これから森林の増産拡大をはかっているところ、こういう趣旨であります、これが。ところが、この法案を見ますと、許可制を廃止して認可制にする。しかも、これを都道府県知事の認可に移すというふうなことになる。もしも、これは実情から見れば、どうも野放図な認可が行われやせぬか、こういうことが考えられる。これはやはりそういうめんどうが抜ければ、だんだん過伐傾向が出てくる。このとき、この法案を読みながら考えているとき、こういった目的と改正が逆行しているようなものが感じられますが、その点は大丈夫ですか。

○政府委員(石谷憲男君) これはまあざっと申し上げますと、要するに、広葉樹につきましては、大体消費需要の実態というものが、上向きではなくて横ばいの傾向をさらに示している。従いまして、これに對しましては、あなたが許可制度というむずかしい制度の体制をとらなくてもいいんじゃないか。と申しますのは、許可制度の対象になります。扱い件数でございませうが、薪炭林の場合に約二十万件あるわけでございます。それから、用材林の場合に約二十万件、両方で四十万件あるわけでございます。非常にまあ手数をかけた制度の運用になっているわけでございます。にもかかわらず、実際問題といたしますと、伐採許可の制度にはかけておるが、実体的には伐採許可の制度というのがある。もなくとも同じような実態が、広葉樹林の薪炭林についてはありますから、これをやめまして、ところが一

方、針葉樹の用材林ということになります。針葉樹の用材林ということになります。先ほどのお話にもありましたように、もうパルプ産業その他の需要がどんどんふえて参りますのに伴いまして、非常に急速でふえておるわけでございます。ところが一方、資源の面から見ますと、さっぱりこれは急速に資源をふやすというわけにはいかない。そこでい

わゆる消費と供給の不つり合いが生じておるわけでありませう。この方にこそ伐採制限制度というものの一その確さを期して行かなければならぬ。そこで、私どもといたしましては、従来あつてなきがごときといひますか、そういう言い方はちょっと語弊があると思ひますが、そういう存在でありました広葉樹薪炭林の制限制度をはずすことによりまして浮いてくる手をもつて、

必要の増しを要する針葉樹の用材林に對する伐採制限の実施に當つて参る。そのことによりまして、従来年二回、二月と六月に許可の締め切りをやつておつたのですが、それをさらに二回ふやすということによつて、いわゆる伐採許可制度の運用というものが取引その他の実態に合つて参りますから、そういう面からもうこういう制度に服しやすくする。こういう、いわば五カ年間やつてみました上で、現実には何と申しますか、手直しした方がいい点について手直しをした、こういうような意味にお考えいただけますか。どうかと思ひます。

林の評価基準というものと合致したものであつかう。もつと平たく言つて、村が、あなたの方から山を払い下げますね、そうした場合に、村有財産として評価をします。その場合の評価基準というものと、国が従来やつておる評価基準というものと、何か連絡があるのですか。

○政府委員(石谷憲男君) これは法的な連絡だとか、あるいは格別それ以外でも連絡めいたものはございませぬ。ただ、私の方では、国有林を売り払いまする場合の基準をきめておるといふだけでございまして、民有林の場合には、国有林、公私有林を問わず、どのような基準を採用しなげやならぬというふうなことにございまして、何も関係ございませぬ。

○河野謙三君 これを統一する必要があるというのを認められておりませうか。

○政府委員(石谷憲男君) その必要性を認めるという問題につきましては、そういう事件に逢着したこともないのですが、研究はしてみたいと思ひます。

○河野謙三君 私が伺ひたいのは、最近の町村合併以来、特に市町村が国有林の払い下げというのを非常に希望するわけですね。その一つの理由として、新市町村が財産のバランスを合せたために、国からたとえば払い下げたものが千円の評価になっておると。ところが、払い下げを受けると、とたんに今度それを五千円に評価するということによつて、市町村のバランスが非常に合つてくるわけですね。そういう必要上、国有林の払い下げということが非常に盛んに行われているということも私はあると思ひます。これはまあ

邪道ですね、そういう意味で町村が国有林の払い下げを受けるということ。別の意味でならぬです。そういう点が私にはあると思ひますが、そういうことがあるとすれば、評価基準というものを、国の行つた評価基準と、市町村の評価基準というものは、必ずしも一致しなくてもいいか。何か一つの基準を設けなげやいかぬじゃないか。これは自治庁の方の問題でもあり、大蔵省の方の問題であるかもしれぬけれども、同時に、盛んに今日のように市町村から山林の払い下げについてあなたの方に申し込みがあった場合、これに對する対策としても、一つその点に私は検討を要する点があると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(石谷憲男君) これは、おっしゃる通りに、あるいは自治庁の問題かと思ひますが、先ほど私から申し上げましたように、現に町村合併に伴う国有林野の売り払いもどんどん進行しておられますので、私どもの方からそういうことを強く申し入れたしまして、何か統一された評価基準というものを設けてもらうようにいたすように、取り計らいます。

○河野謙三君 それから、ついでにもう一つ伺ひたいのですが、本年度の林野庁の特別会計において、これは黒字はきまっておりますが、食糧庁と違つて黒字にはきまっております。けれども、大体の見通しはどうですか。

○政府委員(石谷憲男君) 三十一年度でございますが、大体国有林野事業特別会計の予算は、御承知のように、収支均衡のつくようになっております。四百十億の規模で、収支相均衡をするという状況になっております。それで

実は年度の当初におきましては、どういふ四百十億の収入が木材市況の状況によりまして確保できないということ。私どもは実施面におきまして相当程度歳出予算をきまつて事業計画を立て、実施したものであります。たしか三百六十億に上つたと承知しておりますが、そうしますと、年度当初には大体三百六十億程度の収入しか予定できないということでもって、支出をしつた。そこで、それに比べますと、おそらく六十億程度の増収になるかと思ひますが、成立しておりました予算に比べますと、大体十億くらいが予算額をオーバーして歳計剰余金に入つていく金額になるだろう、こんなふうな考へております。

○河野謙三君 そういたしますと、今予想ですけども、収支どのくらいの黒字が出て、国庫に納め得る額というものはどのくらいございませうか。

○政府委員(石谷憲男君) これは一応国庫ということでございますが、国庫にそのまま納入されるということには相なつておりませぬので、一応歳計剰余金という形で国有林野事業特別会計の中に残るわけでございます。これは資金運用部に預託をするということになっております。従いまして、この収入予算で定められた収入以上に超過して収入されたものは、いずれも歳計剰余金としてそのまま振り向けられる。その額を一応予算面を對比いたしますと、十億前後ということになります。こういうふうな考へております。

ただこの年度の中途におきまして、たいふ予算をきまつて参つたのでございませうが、仕事によりましては年度の中途に、大体収入が期待されるという段階

数字をお示し願いたいと思います。
○政府委員（石谷憲男君） 承知いたしました。

○東隆君 私は不審に感じたことが一つあるのですが、それは阿寒国立公園地帯、あそこに参りましたときに、多分あそこは国有林じゃないかと思うのですが、その途中に、観光課の所有地が狭いのが立っているのです。たとえば雄阿寒の付近であります。雄阿寒温泉ですか、あそこに行く途中にそういうような所があるのです。ああいうような所はおそらく、今度の改正なんかが行われますと、届出でもって伐採される、こんなような問題が起きてくるんじゃないかと思うのですが、そういうような地帯が、実は不思議に感じているのですが、ああいうのはどういふことになっておるのですか。

○政府委員（石谷憲男君） それはおそれなく、そういう特別の地域になりますと、いわゆる先ほど申し述べました普通林でなくして、制限林と申しますか、そういう取扱いになっておるのじゃないかと思ひますが、制限林になっておりますという、これは明らかにすべての樹木の伐採というのは許可制度でございますので、問題は無いのじゃないかと考えております。

○東隆君 国立公園地帯の中に、特別にああいう私有林を認めておるのが少し不思議のように思ふのですが、それはどんなような関係でできておるのですか。

○政府委員（石谷憲男君） 後刻よく調べてみますが、私の方で過失その他で認めておるか、さもなければ以前からの私有林か、いずれかと思ひますが……。
○北村暢君 「我が国林業の長期見透

し」という資料、その十四ページの上方から四行目のところに、昭和三十年に於ける木材の消費量は、一億四千五百万石に達しているところがあるのですが、その次のページの、十五ページのまん中辺に、昭和三十年の用材伐採量一億八千万石は既開発林の年生長量の約三倍に近い。こういうふうになっておる。この数字がちょっと、どうしてこういふふうになるのか、それからもう一つは、今もった林業関係資料のうち三十七ページの三十二表です。

ね、昭和三十一年七十年度の造林計画に基く森林成長量の推移」というところに、三十年度の用材と薪材とで一億八千万石の生長量がある、こういうふうになる。そうすると、この数字の統一が、たれが読んだってこれはちょっとわからないのじゃないかと思ふのですが、この点を一つ知らしてほしいのですが、ね。十五ページのところで用材の伐採量が一億八千万石で、この資料の方の生長量の一億八千万石だということ、これは過伐にも何にもならない、とんとんになっておるようにはか考えられないのですが、三倍の生長量を伐採しておるといふ結果になっておるが……。

○政府委員（石谷憲男君） これは一億四千五百万石という三十年度の木材消費量は、これは素材数量でございます。それからあと用材伐採量一億八千万石というのは、これはいわゆる立木数量でございます。それからもう一方の方の資料の三十七ページでございますが、これは要するに用材材、薪炭林、こういうものを含めまして一億八千万石ということでございます。しかも、これはいわゆる未利用林の部分の

生長量も加わっておるといふことでございまして、従いまして、先ほどの三倍とかいうような数字を出しますためには、この中の用材材の既開発林だけの生長量に対して三倍ということに相なるかと思ふわけでありまして、しかも、この一億八千万石も、これは立木数量でございます。

○北村暢君 そうすると、未利用林も含めての生長量の維持というのは、これはしろうとが見ると、全くわからないと思うのですが、どういふことか、しろうとが見ると、未利用林を含んでおる、大体既開発林と未開発林の生長量が一億一千三百万石くらいと、こういうふうになっておるんですけれども、それが一億八千万石と成るといふと、ちょっと多いような感じがするのですが、ね。

○政府委員（石谷憲男君） 九ページに載っております。国有林、民有林別開発進度別用材資源表」というやつをらんいたいただきますと、その辺の関係を比較的はつきりしておるんじゃないかと思ひます。これによりまして、現在の全森林の成長量は、既に開発、未開発、未利用を含めまして、一億八千万石と申すことになっておる。それがさらに用材材と薪炭林にわけた計上されておるといふことであります。

○北村暢君 昭和七十年度の需給の消費量が二億八千万石になっておる。現在の一億四千五百万石の約倍。そうして二億八千万石で、それに対する成長量が三億六千万石というところになっておる。これは、既開発をしていった後における成長量と……これは未開発林全部を含めての成長量が三億六千万石に上っているから、そうすると、実際に利用のできるもの成長量というのは、これは一体どのくらいになっておる。昭和七十年における需要二億八千万石というものが国内の成長量だけで完全にまかなえる、こういうふうな思われるのですが、その点は確実にまかなえるようになるのですか、どうですか。

○政府委員（石谷憲男君） この三十七ページの表をらんいただきますと、昭和七十年までに至る森林成長量の推移がここに出ておるわけでございます。これは用材材につきまして三億一千二百万石、これが総成長量でございますが、これはあくまでも立木の数量でございます。これから期待されまするいわゆる素材の数量は約二億二千万石でございます。それから昭和七十年ごろにおけるいわゆる木材の消費量を推定いたしますと、これが約現在の倍量の二億八千万石、これはあくまでも丸太でございます。従いまして、二億八千万石に對比しますと、いわゆる成長可能量は二億二千万石、従って依然としてそこに六千万石程度の不足がある、こういうことになるわけでございます。

○北村暢君 それで三十一ページのグラフのところにはやはり輸入、それから合理化によってまかなう分が出ていくわけですね。この合理化によってまかなうというのはどういう意味なんですか。廃材を利用するとか何とかいう

ことなんですか、それとも、消費の合理化をして節約をしていくという意味なんですか。どういふ意味なんですか。

○政府委員（石谷憲男君） 今お説のような意味合いのことももちろん入ると思いますが、御承知のように、最近パルプ工場などにおきまして、設備の改造によりましていわゆる生産原単位というものが引き下つておる。それから抗木等に消費いたします分は抗内鉄化というふうな問題とのからみにおきまして、いわゆる一トン採掘いたしますための原単位は現実引き下げられておるといふような状況もあるわけでございます。あるいは電柱その他従来のくさい材として使われておりましたものが、コンクリート・ポールなんかによりましてだいぶ転用されておる。従って、電柱材に使われる木材の消費量が下つてくる。こういうふうなものが入つておるといふようにお考え願つたらけつこうではないかと思ひます。それから最近の例は、チップ利用が非常に進んでおる。従来は薪にしか使われなかつたいわゆる廃材と申しますか、チップがパルプ材に引き当てられておる。こういうことも利用合理化による素材の節約ということにならうと思ひます。

○北村暢君 そういふふうには、電柱をコンクリート・ポールにするとか、いった合理化によるものを、この二億八千万石に入れるというの、私はいれないう方がかえつていいのではないかと、消費の中に入れるのはおかしいじゃないか。輸入は一千万石程度で、あとは伸びない。そこで五千万石か六千万石であるならば、あとは育種による合理化

○北村暢君 それで三十一ページのグラフのところにはやはり輸入、それから合理化によってまかなう分が出ていくわけですね。この合理化によってまかなうというのはどういう意味なんですか。廃材を利用するとか何とかいう

ことなんですか、それとも、消費の合理化をして節約をしていくという意味なんですか。どういふ意味なんですか。

でやるのだ、こういうことであつたが、合理化というが、使わないものを計上するのはおかしいと思う。

それからもう一つ、現在は成長量の約三倍、特に民有林は既開発林の過伐というところで、約成長量の四倍ぐらゐを切っておる。国有林は三倍にも行っていない。未開発林ということが、まだそう開発されていない現在には、既開発林で成長量の四倍に行つておる。現在そういうような状況です。それで戦後ずつと緊急造林なり何なりやつて参りました。今年度でもって旧伐採跡地の造林は全部終る、こういうことで、あとは林種改善による造林を強化をしていくのが、今度の法律案の趣旨のようであります。既開発林と今後の開発を含めた成長量のバランスのとれる年次というものは、一体何年ごろになるのか、何年ごろになれば成長量の範囲内で済むことになるのですか。それまでは相当奥地林を切っていくために、成長量をオーバーしてくるのではないかと、こういうことになるだろうと思ひます。昭和何年ごろに、成長量の範囲内で切つていけば需給のバランスがとれる年になるのですか。

○政府委員(石谷憲男君) ただいまの合理化によつて節約をし得るものは入れない方がいいじゃないかというお話ですが、この二億八千万石を推定いたしておりますその推定要素の中には、現状が入つておるわけでございますから、従つて今後一つの目標として掲げても、それに達する過程において減つていくというものは、当然減らさなければいかぬじゃないか、そういう意味で、そういうものを入れたというわけです。それから、ただいまの一体いつに

なつたら消費と伐採の均衡がとれるかということでございますが、七十年後に千万町歩の造林を作りまして、七十年後の需給推定をやるのだという場合でありまして、やはり六千万石足りないと、こういう数字でございますから、本来的なやはり数字操作の上の需給均衡というものは得られないということになると思ひます。これはたとえば育種事業等によりまして、どれだけのことが一体できるかという問題にかかつてくるのではないかと思ひます。

○委員長(堀末治君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(堀末治君) 速記を起して下さい。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会

昭和三十三年三月二十七日印刷

昭和三十三年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局